○男鹿地区消防一部事務組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年3月27日 規 則 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)及び男鹿地区消防一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年男鹿地区消防一部事務組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれ を利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿(単票)(様式第1号)の集合 物とする。

(開示請求書等)

- 第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号) によるものとする。
- 2 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格 を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第3号)によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

- 第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
 - (1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を 開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)
 - (2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第7条 組合の機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送

をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書(様式第8号)を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第9号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手 続)

- 第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって 行う通知は、意見照会書(様式第10号)によるものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、 意見照会書(様式第11号)によるものとする。
- 3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第12号)を提出して行うものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書 (様式第13号)によるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

- 第9条 法第87条第1項の規定により、組合の機関が、保有個人情報が電磁的記録 に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めよう とするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方 法を定めるようにするものとする。
 - (1) 音声データ 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第11条第1項第2号において同じ。)に複製したものの交付
 - (2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法 ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示 する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(写真等を表示する 画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。)の交付
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法
 - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
 - ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第14号)によるものとする。

(写しの交付及び送付に要する費用の納付)

第11条 条例第3条第2項の規定による写しの交付に要する費用として男鹿地区消

- 防一部事務組合手数料条例(平成12年男鹿地区消防一部事務組合条例第1号)に 定められた金額を、納付書又は指定金融機関への振込みにより納付しなければな らない。
- 2 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、郵便切手、納付書又は指定金融機関への振込みで納付する方法とする。 (訂正請求書等)
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。
- 2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付け る客観的な資料を添付することができる。
- 3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第16号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

- 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に 掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
 - (1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第17号)
 - (2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第18号) (訂正決定等の期限の延長に係る通知)
- 第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

- 第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第20号)によるものとする。 (事案の移送に関する手続等)
- 第16条 組合の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第21号)を交付するものとする。
- 2 法第 96 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第 22 号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書(様式第23号)によるものとする。

(利用停止請求書等)

- 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式 第24号)によるものとする。
- 2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
- 3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請

求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第25号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

- 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
 - (1) 法第 101 条第 1 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止 をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 26 号)
 - (2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止 をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式 第27号)

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知 は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第28号)によるものとす る。

(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)

第 21 条 法第 103 条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第 29 号)によるものとす る。

(審査会への諮問)

- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の 各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。
 - (1) 開示決定等 諮問書 (開示決定等) (様式第30号)
 - (2) 訂正決定等 諮問書(訂正決定等)(様式第31号)
 - (3) 利用停止決定等 諮問書(利用停止決定等)(様式第32号)
 - (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書 (開示請求、 訂正請求又は利用停止請求に係る不作為) (様式第33号)
- 2 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知 は、審査会諮問通知書(様式第 34 号)によるものとする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報ファイル簿(単票)

項目	内	容
個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称)	
所在地	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□ 電算処理ファイル (法第 60 条第 2 項第 1 号)	□ マニュアル処理ファイル (法第 60 条第 2 項第 2 号)
重複ファイルの有無	□有 □無 (政令第 21 条第	;7項)
備考		

保有個人情報開示請求書

				年	月	F
鹿地区消防一	部事務組合 管理者 殿					
	(ふりがな)					
	氏 名					-
	住所又は居所					
	<u> </u>	Ţ	ÈL	()	_
人情報の保護	に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)	第 77 条第 1 項 <i>6</i>	の規定に	て基づき	き 下記	のと
	開示を請求します。		> /9L/C (-25 /	C \ HC	ے رہا
「日 I凹ノくI日 +K v >	記					
明二ナません	<i>"</i>	~! \ \				
用小ど雨水り 「	る保有個人情報(具体的に特定してくださ	````				
$_{\pm$ ルス問 $=\sigma$	実施方法等 (本欄の記載は任意です。)					
	・天旭万伝寺 (平儞の記載は任息です。) .○印を付してください。アを選択した場合	こけ 実施の古》	土乃てド彡	全切 口力	を記載し	71
さい。		17は、天旭の刀1.	公汉 [[7]	n I I I I		
	「における開示の実施を希望する。					
	施の方法>					
	□ 閲覧 □ 視聴取	- 7 ## # <i>+ 0 -</i> F	1, -,	484		
] 写しの交付 → 希望する媒体 ※希望す					\ 18\
	【 紙(白黒) ・紙(ラ		スロブ自己対	へ近ソー	イヘクな	(2)
< 実	施の希望日>	<u> </u>				
 イ 写し0)送付を希望する。					
7 7 CV	/込りを布主する。					
木						
本人確認等 ア 開示請		□仏舎代理	λ.			
	本人確認書類	口压密飞生				
	」許証 □健康保険被保険者証					
	号カード又は住民基本台帳カード(住所記	己載のあるもの))			
□在留ま	ード、特別永住者証明書又は特別永住者記	正明書とみなさ	れる外国	国人登:	録証明書	ŧ
□その他	<u> </u>)	
※請求書を述	É付して請求をする場合には、加えて住民票の写し	し等を添付してく;	ださい。			
ウ 本人の	状況等(法定代理人又は任意代理人が請 す	はする場合にの	み記載)	してく	ださい。))
(ア) 本	○人の状況 □未成年者 (年	月 日生)		 成年被	後見人	
	□任意代理人委任者					
	ょりがな) 大の氏名					
(1) 4	.人仍氏名					
	人の住所又は居所					
	理人が請求する場合、次のいずれかの書類	, ,		-	ださい。	
	格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項		その他	()	
	理人が請求する場合、次の書類を提出して	-				
請求資	「格確認書類 □委任状 □その他」	()				

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、 住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は組合の機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カード とみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、 保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委 任 状

	(代理人)	住			所	
		氏			名	
-	上記の者を	一代理	里人と	:定め)、下記	lの事項を委任します。
						記
1	個人情報	日の開	示請	青求を	:行う権	限
2	開示請求	えに存	系る事	案を	:移送し	た旨の通知を受ける権限
3	開示決定	三等の	期限	見を延	€長した	旨の通知を受ける権限
4	開示決定	三等の	期限	見の特	- 例規定	を適用した旨の通知を受ける権限
5	開示請求	さに存	系る個	固人信	青報の全	:部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求
l	こ係る個人	情報	吸の全	全部を	:開示し	ない旨の決定通知を受ける権限
6	開示の第	を施り	方法	こその)他政令	で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
		年	月	İ	日	
	(委任者)	住			所	
		氏			名	
		電	話	番	号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - 2 委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対しーに限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報開示決定通知書

第		号
年	月	日

(開示請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

	記	
1	開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)	
2	不開示とした部分とその理由	
	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があった	
	を知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすること	
,	きます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった	.日の
=	翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。	
	また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定	…よ

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3	開示す	「る	保有	個人	、情報	の利用	目的
---	-----	----	----	----	-----	-----	----

- 4 開示の実施の方法等(説明事項をお読みください。)
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期 間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時 間: 場 所:

(3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

(説明事項)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの交付又は写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、写しの作成又は写しの送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。なお、写しの交付を希望された場合は、別途お知らせする写しの作成に要する費用が必要になります。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を送付してください。その際、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用を別紙にてお知らせする額・方法で納付した上で、その納付済証(領収書)のコピーを申出書の裏面に貼付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお 問い合わせください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号年 月 日

(開示請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

	,
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第		号
年	月	日

(開示請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

		но					
開示請求に係る保有個人情 報の名称等							
延長後の期間	B	(開示決定等の期限	:	年	月	日)	
延長の理由							

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	
法第 84 条の規定 (開示決定 等の期限の特例) を適用する 理由	
残りの保有個人情報につい て開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報開示請求事案移送書

第		툿
年	月	E

(他の行政機関の長等) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保 有個人情報の名称 等	
開示請求者氏名等	氏 名: 住所又は居所: 電 話 番 号: 【法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の任所又は居所
添付資料等	・開示請求書の写し ・移送前に行った開示請求者とのやり取りの状況の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報開示請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等					
移送をした日	年	月	日		
移送の理由					
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長 (連絡先) 部課室名: 担当者名: 所 在 地: 電話番号:	(等)			
備考					

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

意見照会書

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求がありました。開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見をお聞かせください。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

意見照会書

 第
 号

 年
 月

 日

印

(第三者利害関係人) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求がありました。開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見をお聞かせください。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は 第2号の規定の適用区分及 びその理由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

						年	月	日
	男鹿地区消防一部事務組	1合 管理者	殿			·	, •	·
	氏	(ふりがな) : 名	(H 1 7 m)	也の団体にあっ	 アル フ.の口		ビギタ)	
		所又は居所	(法人での)	40団体にめつ	ては、その回]1407代录	((百名)	
			(法人その作	也の団体にあっ	ては、その主	Eたる事績	务所の 所	一 在地
尨		活番号	のありまし	た保有個人情	報の開示につ	ついて、	下記の	とおり
	開示請求に係る保有個 人情報の名称等							
		□ 保有個	人情報を開	示されること! 示されること! がある部分				
	開示に関しての御意見	(2) 支障	章(不利益)	の具体的理由				

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等				
開示することとした理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

牛 月 日	年	月	日
-------	---	---	---

男鹿地区消防一部事務組合 管理者 殿

(ふりがた	2)					
氏	名					
住所又は	居所					
〒			Tel	()	

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 87 条第 3 項の規定に基づき、下記の とおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付: 文書番号:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		実 施 方 法
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- ※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。
- 3 開示の実施を希望する日年 月 日 午前 ・ 午後
- 4 「写しの送付」の希望の有無

有 : 写しの送付に要する費用の額 円 円 無

※ 写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用に加えて送付に要する費用の納付が必要になります。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報訂正請求書

	年 月 日				
男鹿地区消防一部事務組合 管理	里者 殿				
(ふりがな)					
氏 名					
住所又は居所					
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	T. ()				
₹	Tel ()				
個人情報の保護に関する法律(ユ	P成 15 年法律第 57 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、下記の				
とおり保有個人情報の訂正を請求し	します。				
	記				
訂正請求に係る保有個人情報	年 月 日				
の開示を受けた日	4 / 1				
	開示決定通知書の日付 : 年 月 日				
 開示決定に基づき開示を受け	文書番号:				
た保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等				
	(
	(趣旨)				
訂正請求の趣旨及び理由	(理由)				
1 訂正請求者 □ 本人	、 □ 法定代理人 □ 任意代理人				
2 請求者本人確認書類					
□運転免許証 □健康保険被保険者証					
	□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)				
	明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書				
□その他(
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。					
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)					
ア 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者					
イ 本人の氏名					
ウ 本人の住所又は居所					
_					
	「籍謄本 □登記事項証明書 □その他()				
	次の書類を提出してください。				
ま求資格確認書類 □委任状 □その他()					

(説明事項)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定 通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
 - 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
 - (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第 90 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来署による訂正請求の場合

来署して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委 任 状

	(代理人)	住		所	
		氏		名	
-	上記の者を	:代理	人と定め)、下記	の事項を委任します。
					記
1	個人情報	最の訂	正請求を	:行う権	限
2					た旨の通知を受ける権限
3	訂正決定	等の	期限を延	長した	旨の通知を受ける権限
4	訂正決定	芸等の	期限の特	F例規定	を適用した旨の通知を受ける権限
5	訂正請求	えに係	る個人情	青報を訂	正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報
:	を訂正しな	い旨	の決定通	角知を受	ける権限
		年	月	日	
	(委任者)	住		所	
		氏		名	
		Æ	= 7. ₩.		

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - 2 委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理 由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第		号
年	月	日

(訂正請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等					
延長後の期間	日(訂正決定等の期限	年	月	日)	
延長の理由					

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第		号
年	月	F

(訂正請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等					
法第 95 条の規定(訂正決定等 の期限の特例) を適用する理 由					
訂正決定等をする期限	年	月	日		

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報訂正請求事案移送書

第		툿
年	月	E

(他の行政機関の長等) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
訂正請求者氏名等	氏 名: 住所又は居所: 電 話 番 号: 【法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の任所又は居所
添付資料等	・訂正請求書の写し ・移送前に行った訂正請求者とのやり取りの状況の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第		号
年	月	日

(訂正請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等					
移送をした日	年	月	日		
移送の理由					
移送先の行政機関の長等	(行政機関 <i>0</i> (連絡先) 部課室名: 担当者名: 所 在 地: 電話番号:				
備考					

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(他の行政機関の長等) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 即

(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人 情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした内容及び理由	(訂正理由)
備考	

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日 男鹿地区消防一部事務組合 管理者 殿 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記の とおり保有個人情報の利用停止を請求します。 記 利用停止請求に係る保有個人 年 月 日 情報の開示を受けた日 開示決定通知書の日付 : 年 月 開示決定に基づき開示を受け 文書番号: た保有個人情報 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (趣旨) □ 第1号該当 → □ 利用の停止 □ 消去 □ 第2号該当 → 提供の停止 利用停止請求の趣旨及び理由 (理由) 1 利用停止請求者 □ 本人 □ 法定代理人 □ 任意代理人 2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

請求資格確認書類 □委任状 □その他()

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、 住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
 - 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)
- 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」
 - (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してくださ い。

- ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、 法第63条の規定(不適正な利用の禁止)に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定(適正取得) に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。
- イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)又は法第71条第1項の規定(外国第三者提供制限)に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に<u>提供されている</u>と考えるときに、□にレ点を記入してください。
- (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

- 6 本人確認書類等
 - (1) 来署による利用停止請求の場合

来署して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において 読み替えて準用する同令第22条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者 証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住 者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示 し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類 の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、 保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委 任 状

	(代理人)	住		所	
		氏		名	
-	上記の者を	:代理	単人と定 め	り、下記	との事項を委任します。
					記
1	個人情報	その 利	月用停止請	青求を行	「う権限
2	利用停止	:決定	三等の期間	見を延長	した旨の通知を受ける権限
3	利用停止	:決定	三等の期間	見の特例	規定を適用した旨の通知を受ける権限
4	利用停止	:請才	くに係る個	固人情報	。 最を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に
1	係る個人情	青報を	利用停山	としない	・ 旨の決定通知を受ける権限
		年	月	日	
	(委任者)	Æ		所	
	(安仁有)	土		ולו	
		氏		名	
		雷	話 番	号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、男鹿地区消防一部事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、男鹿地区消防一部事務組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第		号
年	月	日

(利用停止請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 102 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等				
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年	月	日)
延長の理由				

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 103 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等					
法第 103 条の規定(利用停止 決定等の期限の特例)を適用 する理由					
利用停止決定等をする期限	年	月	日		

(連絡先) 課 担当

電話 FAX

 第
 号

 年
 月

 日

男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会 御中

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決 定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号
 (開示決定等の種類)	(2) 開示決定等をした者
□開示決定	(3) 開示決定等の概要
□一部開示決定 (該当不開示条項)	
□不開示決定 (該当不開示条項)	
3 審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し)
	② 保有個人情報開示決定通知書(写し)又は保有個人情報不 開示決定通知書(写し)
	③ 審査請求書(写し)
	④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された地方公共
	団体等行政文書等(写し)
	⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、	
電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	
(注 1) 2の「(関元沖定竿の種類)	「このいては、該当する関売沖完築の口をチェックすること

- (注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。 また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78 条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが 適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記 述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

 第
 号

 年
 月

 日

男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会 御中

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決 定等	(1) 訂正決定等の日付、記号番号
(訂正決定等の種類)	(2) 訂正決定等をした者
□訂正決定 □不訂正決定	(3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1)審査請求日
3 俄里明水	
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し)② 保有個人情報訂正決定通知書(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(写し)③ 審査請求書(写し)④ 理由説明書⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

- (注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする 理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は 同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法 律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

 第
 号

 年
 月

 日

男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会 御中

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 101 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停 止決定等	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号
(利用停止決定等の種類)	(2) 利用停止決定等をした者
□利用停止決定 □不利用停止決定	(3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し)② 保有個人情報利用停止決定通知書(写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(写し)③ 審査請求書(写し)④ 理由説明書⑤ その他参考資料
	● (Ⅵ四学の具化
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

- (注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする 理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

 第
 号

 年
 月

 日

男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会 御中

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条の規定に基づく開示請求・第90条の規定に基づく訂正請求・第98条の規定に基づく利用停止請求 に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

() 4 7 11 4)	
1 開示請求・訂正請求・利 用停止請求 に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請 求・訂正請求・利用停止請 求	(1) 開示請求・訂正請求・利用停止請求 の日付、受付番号等
	(2) 開示請求・訂正請求・利用停止請求 の宛先
3 補正に要した日数、開示 決定等・訂正決定等・利用 停止決定等 の期限	
4 審査請求	(1) 審查請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	 保有個人情報開示請求書・保有個人情報訂正請求書・保有個人情報利用停止請求書(写し) 審査請求書(写し) 理由説明書 その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

- (注1) 1の「開示請求・訂正請求・利用停止請求 に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求 又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記載すること。
- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等 の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律 第83条第2項・第94条第2項・第102条第2項 の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期

- 限・第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限を、それぞれ記載すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間 (※) が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
 - (※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指します。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

審查会諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(審査請求人等) 様

男鹿地区消防一部事務組合

管理者即

開示決定等・開示請求に係る不作為

年 月 日付け 訂 正 決 定 等・訂 正 請 求 に 係 る 不 作 為 に対する審査請求 利用停止決定等・利用停止請求に係る不作為

について、下記のとおり男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情 報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決 定等〕の内容	
審査請求の内容	(1) 審査請求日(2) 審査請求の趣旨
諮問した日	年 月 日

(注1) 「審査請求に係る開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等」の欄については、開示決定等・訂正 決定等・利用停止決定等の日付・記号番号、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の種類(開示 決定、不開示決定等)を記載する。

(連絡先) 課 担当

電話 FAX